

「マイナンバー制度」実務対応セミナー【第5弾】

～ 来年1月のマイナンバー利用開始に向けた準備は出来ていますか？ ～

※ ニーズが高いテーマですので、FAXご送信とほぼ同時に満席になる場合がございます。



講師 杉本 亮 アスカ監査法人グループ(株)アスカブレインズ 取締役シニアコンサルタント

東京大学法学部卒業後、(旧三和銀行)現、三菱東京UFJ銀行で現場から情報セキュリティ、コンプライアンス、リスク管理の分野で経験を積んだ後、三菱UFJリサーチ&コンサルティングで専門性にさらに磨きをかけて、現在は、中小企業から上場企業まで、不正防止・コンプライアンスなど経営管理体制の構築支援、普及啓蒙活動などを行っています。「経営管理体制構築」では理論だけではなく、26年超の実践経験を持つ第一人者として、各種講演・執筆依頼など活動は多岐に亘り、最近では、東京商工会議所本部から特別指名を受け、ホームページ(ICTスクエア)で、マイナンバー実務対応コラムを実務専門家として6月から連載しているほか同商工会議所講師、各公共団体など多数「マイナンバーセミナー」を開催しています。

基本編

マイナンバー制度の概要
と遵守すべき規制内容

- ① 最新情報とマイナンバー制度の概要
- ② 社会保障・税分野での企業の具体的な対応
- ③ 遵守すべき番号法による規制内容

実務編

企業に求められる実務対応
と安全管理措置のポイント

- ① 企業に求められる時系列的な実務対応
- ② 企業のリスクと罰則
- ③ 企業が講じるべき安全管理措置のポイント

■ マイナンバー制度は、中小企業も含め「全ての企業」を対象とした法制度です

マイナンバー制度は、住民票を有する「全ての国民」を対象とすることから、中小企業も含め「全ての企業」にとって、適切な法対応が不可欠となります。10月以降に、企業が従業員からマイナンバーを取得する際に、企業として必要最低限の安全管理措置などを講じておかなければなりません。

■ マイナンバーに対する企業の「リスク」は、相当大きなものとなります

マイナンバーは重要かつ膨大な個人情報にリンクしていることから、「特定個人情報」として、刑事罰や行政罰が用意されています。もしマイナンバーを漏洩した場合には、損害賠償などの民事責任や大きなレピュテーションリスクに晒されることになります。

- ・ 日時 : 平成27年12月4日(金) 13:30～15:30
- ・ 会場 : TKP虎ノ門ビジネスセンターANNEX カンファレンスルーム2A
港区虎ノ門1-20-9松栄虎ノ門ビル2F / 虎ノ門ヒルズ隣り
- ・ 受講料 : **【無料ご招待】** ・ 定員 : 45名

事務処理と会場席数の調整上、セミナー参加が決まりましたら、なるべく早めにFAX申込書をお送り頂きましたら幸いです。ご配慮の程、よろしくお願い申し上げます。また、お申込みを頂きましたら、受講票を発送致しますので、開催日に受講票をお持ち下さい。

先着5名様限り！

セミナー資料以外に
「マイナンバー準備チェックリスト」
をプレゼント致します！

セミナー開催前に、ご相談を希望されるお客様は、「無料相談 窓口」を設けておりますので、事前に、FAX・メールなどで、以下の連絡先までお申込み下さい。追って事務局から相談日をご連絡致します。

FAX 03-3500-3402 / E-mail seminar@aska-co.jp

今すぐお申込みを！ FAX : 03-3500-3402 【24時間受付】

会社名			業種	
ご住所	郵便番号			
受講者 ご氏名	【ふりがな】	部署名・お役職	メールアドレス	
TEL	FAX			
セミナー後ご相談希望		<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 後日に希望するかもしれない	

【送信元】 株アスカブレインズ 〒105-0003 東京都港区西新橋2-7-4 CJビル5階
大変申し訳ございませんが、もし今後FAX不要の場合には、右欄の□欄をチェックし、
御社FAX番号をご記載の上、弊社FAX 03-3500-3402 までご返信下さい。
尚、個人情報は本対応以外利用致しません。

FAX不要 今後ご案内FAXが不要の場合チェックをお願い致します。

御社FAX番号 [] - [] - []